

下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

第一章 総則

1 目的

この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、また、市・市民等・事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策について基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、被害の軽減・回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することが目的であることを規定します。

2 定義

この条例において使用する用語の定義を次のとおり規定します。

(1) 犯罪等

犯罪や、心身に有害な影響を及ぼす犯罪に準ずる行為と定義します。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者、その家族や遺族と定義します。

(3) 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、誹謗中傷、報道機関（報道を生業として行う個人を含む。）による過度な取材・報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失などの被害と定義します。

(4) 再被害

犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害と定義します。

(5) 市民等

市に居住、勤務、在学する者や市内で活動を行う団体と定義します。

(6) 事業者

市内において事業を営む個人や法人などの市内で事業活動を行うものと定義します。

(7) 学校等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校や、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

と定義します。

(8) 関係機関等

国、県などの地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体などの犯罪被害者等の支援に関係するものと定義します。

3 基本理念

『犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）』の理念に基づき、次のとおりこの条例の基本理念を規定します。

- 1 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならないこと。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪等による直接的な被害や、二次的被害、再被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況などの事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次的被害・再被害が生じることがないように十分配慮して推進されなければならないこと。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行わなければならないこと。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市・市民等・事業者・学校等・関係機関等が相互に連携し、協力して推進しなければならないこと。

4 市の責務

- 1 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関して、市民等・事業者・学校等・関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、市の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを規定します。
- 2 市は、犯罪被害者等支援施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害等の総合的な支援体制の整備に努めることについて規定します。

5 市民等の責務

- 1 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の支援についての理解を深め、二次的被害・再被害が生じないように配慮に努めることについて規定します。
- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めることについて規定します。

6 事業者の責務

- 1 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の支援につい

での理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備などの必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害・再被害が生じないよう配慮に努めることについて規定します。

- 2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めることについて規定します。

7 学校等の責務

- 1 学校等は、犯罪被害者等である在学者及び施設利用者（以下「在学者等」という。）の置かれている状況を踏まえ、家庭・関係機関等と連携、協力して、当該在学者等の適切な支援を行うとともに、二次的被害・再被害が生じないよう配慮に努め、他の在学者等の受ける影響についても配慮するよう努めることについて規定します。
- 2 学校等は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めることについて規定します。

第二章 基本的施策

8 相談・情報の提供等

- 1 市は、犯罪被害者等が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言などの必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うことについて規定します。
- 2 市は、前項の支援を総合的に行うための窓口を設置することについて規定します。

9 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、経済的な助成措置などの必要な支援を行うことを規定します。

10 心身に受けた影響からの回復

市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が犯罪等により受けた心理的外傷や心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うことについて規定します。

11 安全の確保

市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害・再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保などの必要な支援を行うことについて規定します。

1 2 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（下関市市営住宅の設置等に関する条例（平成17年下関市条例第272号）第2条第4号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮などの必要な支援を行うことについて規定します。

1 3 雇用の安定

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害・再被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の支援について事業者の理解を深めるための啓発活動などの必要な施策を講じることについて規定します。

第三章 推進環境の整備等

1 4 市民等の理解の増進

市は、犯罪被害者等の置かれている状況や、犯罪被害者等への支援の必要性、二次的被害・再被害を防止することの重要性について、市民等の理解を深めるよう、関係機関等と連携し、広報、啓発などの必要な施策を講じることについて規定します。

1 5 民間の団体に対する支援

市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供などの必要な支援を行うことについて規定します。

1 6 人材の育成

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修などの必要な施策を講ずることについて規定します。

1 7 大学等との連携

市は、犯罪被害者等の支援に関する啓発、人材育成等について、大学などの教育機関と連携して取り組むよう努めることについて規定します。

第四章 雑則

18 支援の制限

市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認めるときは、支援を行わないことができることについて規定します。

19 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めることについて規定します。